

(算式2) 非支配持分への影響額

$$\text{非支配持分への影響額} = (\text{その他の営業費用} - \text{法人所得税費用}) \times (1 - \text{親会社が有する実質持分比率})$$

E 8 項での設例を念頭に、一般的な連結決算プロセスにおいて入手可能と想定される情報を用いて比較的厳密に計算した場合の一例である。適用する税率と同様に、課税標準算出過程においても、会社の経営成績、法域にお

繰延税金の計算上最も影響が大きいと想定される税率」を用いる方法を採用することが考えられる。

② 算定基礎（課税標準）の収集

次に、法人所得税費用の算定基礎となる額（以下、「課税標準」という）の収集、算出方法を考察する。たとえば「その他費用」について、課税標準を算出する観点からその内訳を分解すると、図表1のようになる。

このうち、法人所得税費用の算出においては、「当期に損金算入される費用+将来減算一時差異となる費用（回収可能部分）」が課税標準となり、当該額に税率を乗じて算出する。

以上から、法人所得税費用の算出過程とその情報収集の一例を示すと、算式1のようになる。

もっとも、この課税標準の算出過程は、図表2に示すIFRS 18号I

ける税金計算の複雑性、質的重要性が高い会計上のトピック、金額的重要性等に鑑み、より簡便化された方法をもって計算することもできよう。

第3章

IFRS 18号の集約・分解原則への対応
「その他」に集約されている
項目の再整理と開示対応

(株)ディーバ 公認会計士 武村 宏章

(3) 非支配持分への影響額

非支配持分は、算式2の過程によって非支配持分への影響額を算出する。

以上から、法人所得税費用および非支配持分への影響額を算出するワークシートの一例を示すと、図表2のようになる。

【この章のエッセンス】

● IFRS 18号は、「その他」への集約を制限しており、重要性がある情報は本表・注記のいずれかで具体的な名称を付して表示・開示することが求められる。

● 従来「その他」として集約していた項目が分解・具体化されることで、IFRS会計基準に基づかない簡便的な会計処理の結果として生じた項目が開示書類上に露呈しやすくなる。事前に「その他」に集約されている項目をあらかじめ整理しておくことが望まれる。

● 「その他」の内訳項目を適切に集約・分解したうえで、各項目の開示要否を判断するためには連結グループ全体での項目の名寄せが重要となるが、実務負担とのバランスに配慮することが望まれる。

「集約および分解の原則」と「その他」への集約制限

第1章で述べたとおり、IFRS 18号では、「集約および分解の原則」を適用し類似した特徴を持つ項目は

集約し、異質な特徴を持つ項目は分解することが求められる（IFRS 18号41項）。もたらされる情報に重要性がある場合には、常に項目を分解しなければならず（IFRS 18号42項）、本表の科目として表示しない場合には、当該項目を注記に開示しなければならないとされる（IFRS 18号B 8項）。また、本表に表示するか注記に開示するかにかかわらず、特徴を忠実に表現する方法で名称を付すことが求められる（IFRS 18号43項）。「その他」という名称の使用が認められるのは、より有益な名称が見つけれられない場合のみであ